

転入者以外

調整給付金(不足額給付分)^(※)申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
田布施町長 宛

提出期限
令和7年10月31日(金) (郵送提出の場合当日消印有効)



【本様式での申請が必要な方】

令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも定額減税前税額が0円の方、かつ、令和5年度・令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当していない方であって、

- ・青色事業専従者 もしくは 事業専従者の方
- または
- ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(✓)してください。

(✓の記入がない場合、支給対象となりません)

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

下記の支給要件に該当する場合、上限4万円^(※)が支給されます。支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

※「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当し支給対象となる場合は、3万円以内の個別の給付額

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当していない
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当していない
- ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱(令和5年11月29日付け府地創第327号)に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」(裏面に事例を掲載)に該当している

② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
代理人氏名		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
				署名
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。			本人氏名	

裏面以降も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

□ ①マイナンバーカードで登録済みの申請者名義の口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。

□ ②下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。 (漢字ではなくカタカナ)
金融機関コード		支店コード	2当座		

ゆうちょ銀行の場合…金融機関名欄に「ゆうちょ」と記入し、支店名欄には貯金通帳の見開き下に記載された店名(漢数字)、口座番号欄は7桁の口座番号、口座名義欄はカタカナの口座名義を記入。

表面の「誓約・同意事項」のうち、①の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱(令和5年11月29日付け府地創第327号)に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」の事例

次のア・イ・ウのいずれかに該当し、低所得者世帯向け給付の対象世帯主又は世帯員に該当していない者を指します。

ア 令和5年所得において、扶養親族として住民税の定額減税の対象になったものの、令和6年所得において合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)であったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合

イ 令和5年所得において、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)であったため、扶養親族として住民税の定額減税の対象から外れてしまったものの、令和6年所得において合計所得金額48万円以下であったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象になった場合

ウ 令和5年所得において合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう者)で、本人として当初調整給付の給付対象者であり、令和6年所得においても、引き続き、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等であるものの、本人としても扶養親族としても所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合

提出書類

□ 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

- 誓約・同意事項(表面中段)
- 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
- 振込口座(ページ上部)
- 署名(ページ下部)

□ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

□ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』

※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご注意ください。

□ 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

この書類は、令和6年1月2日以降に田布施町に転入された方のみご注意ください。

□ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者のマイナンバーカードの表面(顔写真付の面)、申請者の運転免許証、健康保険証(または資格確認証)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。代理による場合は、代理人の本人確認書類も添付してください。

□ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で②をチェックした方のみ)

※ 通帳の写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・カタカナの口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人(代理人)確認書類 ※必ず添付してください

※マイナンバーカードの表面(顔写真付の面)、運転免許証、健康保険証(または資格確認証)、介護保険証、年金手帳、パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

添付が必要な方

左ページ一番上「2. 振込口」の②に記入した口座への振込を希望される場合

添付する書類

通帳の表紙をめくった見開き部分

(受取口座の金融機関名・口座番号・カタカナの口座名義人を確認できる部分の写し(コピー))

ネット銀行の場合は、金融機関名・口座番号・カタカナの口座名義人を確認できるスクリーンショットを印刷したもの(またはネット銀行が発行した口座内容が確認できる書類の写し)

※①マイナンバーカードで登録済みの申請者名義の口座への振込を希望される場合は不要